

盛岡仙北剣道スポーツ少年団育成母集団規約

第1条（名称）

本育成母集団は盛岡仙北剣道教室スポーツ少年団育成母集団（以下母集団という）と称し、事務所を佐藤光寿宅に置く。

第2条（目的）

「母集団」は、盛岡仙北剣道スポーツ少年団（以下スポーツ少年団という）の健全な育成のため、次の活動を行う。

1. スポーツ少年団の活動の目的達成のための育成支援
2. 他団体との交流活動、各大会への参加への支援
3. 会員相互の親睦のための活動
4. 広報活動
5. その他、スポーツ少年団育成に必要な事項

第3条（組織）

「母集団」はスポーツ少年団の保護者および本スポーツ少年団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

第4条（役員）

「母集団」に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
書 記	1名
連 絡	2名（中学生以上担当1名、小学生以下担当1名）
会 計	2名（主担当1名、副担当1名）
保 険	1名
大 会	2名（中学生以上担当1名、小学生以下担当1名）
会 場	1名
登 録	1名

第5条（役員の任務）

前条の役員は、「母集団」の互選により選出する。

役員の任期は、原則として1年とし、再任をさまたげない。

- 会長は、本団を代表し、統括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- 書記は、会議の記録、文書の作成をする。
- 連絡(中学生以上担当、小学生以下担当ごとに)は、保護者への連絡を行う。
- 会計は、「スポーツ少年団」および「母集団」の会計を処理する。
- 保険は、「スポーツ少年団」の保険事務を処理する。
- 大会は、「スポーツ少年団」の大会参加手続きを処理する。
- 会場は、「スポーツ少年団」の練習、レクリエーション会場の予約・利用手続きを処理する。
- 登録は、「スポーツ少年団」の団員登録手続きを処理する。

第6条（役員の任期）

役員の任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし再任は妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（会議）

「母集団」の会議は総会とし、総会は毎年4月に実施する。

臨時の会議が必要となった場合、連絡係が招集してその運営に当たる。

第8条（会計）

「母集団」の会計は、補助金、寄付金、特別徴収、その他をもってこれにあてる。

「母集団」の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（附則）

1. 本規約は、平成25年7月1日より施行する。